

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月16日

【発行者名】 UBSアセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三木 桂一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】 山木 龍太郎

【電話番号】 03-5293-3693

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 UBS DCコア戦略ファンド

【届出の対象とした募集（売
出）内国投資信託受益証券の金
額】 当初申込期間：上限 200億円
継続申込期間：上限 5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月31日付をもって提出した有価証券届出書（平成27年8月7日付および平成27年12月1日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、半期報告書の提出に伴う訂正事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部分_____は本訂正届出書の訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

(3)【発行（売出）価額の総額】

<訂正前>

_____当初申込期間：200億円を上限とします。

_____当初申込期間中は、委託会社または委託会社の関係会社による申込のみ受け付けます。

_____継続申込期間：5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

<訂正後>

5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

(4)【発行（売出）価格】

<訂正前>

_____当初申込期間：1口当たり1円

_____継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額 については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額（投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間末日の基準価額とします。

<訂正後>

買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初元本1口＝1円）

基準価額 については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額（投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間末日の基準価額とします。

(6)【申込単位】

<訂正前>

_____販売会社が独自に定める単位とします。（当初元本1口＝1円）

詳しくは販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

< 訂正後 >

販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

< 訂正前 >

当初申込期間：平成27年8月17日

継続申込期間：平成27年8月18日から平成28年11月9日まで

当初申込期間中は、委託会社または委託会社の関係会社による申込のみ受け付けます。

継続申込期間中は、ニューヨーク、ルクセンブルグもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日（以下「ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

< 訂正後 >

平成27年8月18日から平成28年11月9日まで

ただし、ニューヨーク、ルクセンブルグもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日（以下「ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(9) 【払込期日】

< 訂正前 >

当初申込期間

買付申込者は、当初申込期間中に申込代金を販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、当初設定日（平成27年8月18日）に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

継続申込期間

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに、買付金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、買付申込口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）をお申込みの販売会社にお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託を行う日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

< 訂正後 >

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに、買付金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、買付申込口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）をお申込みの販売会社にお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託を行う日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

(12) 【その他】

< 訂正前 >

（前略）

当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成27年8月17日）の販売会社が指定する時間までに、
継続申込期間中は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたお申込みを当日の受付分
とします。ただし、ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日を除きます。受付時間を過ぎ
てからのお申込みは翌営業日（上記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。）扱いとなりま
す。

（後略）

<訂正後>

（前略）

原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたお申込みを当日の受付分とします。ただし、
ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日を除きます。受付時間を過ぎてからのお申込みは
翌営業日（上記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

（後略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドの特色

「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に以下の投資信託証券へ投資し、世界各国の株式および債券の市場に幅広く分散されたポートフォリオを構築します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

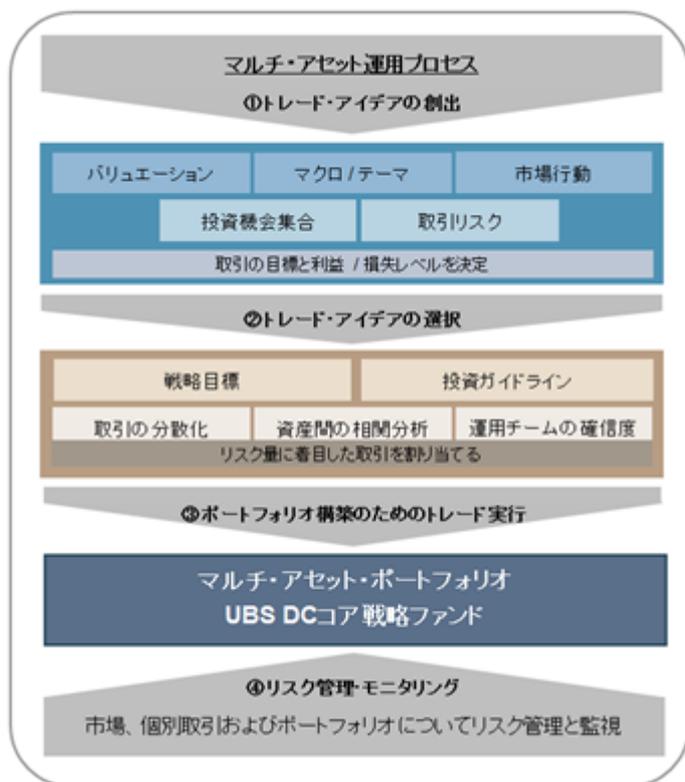
投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - キー・セレクション・グローバル・エクイティ	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界各国の株式等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - USAグロース(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - USドル・コーポレート(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国社債等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ユーロ・コーポレート(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
UBS (Lux) シキャブ 1 - USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国の株式およびスワップ等のデリバティブ等
UBS (Irl) インベスター・セレクション PLC - UBS (Irl) フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド (USD)	アイルランド籍外国投資信託	世界の通貨、債券およびデリバティブ等
db x-トラッカーズ db ヘッジ・ファンド・インデックス UCITS ETF	ルクセンブルグ籍外国投資信託	db ヘッジ・ファンド指数に連動するスワップ等のデリバティブ等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ヨーロピアン・オポチュニティ・アンコンストレインド(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コンバート・グローバル(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	転換社債等
UBS (CAY) グローバル・グロース・アンド・インカム	ケイマン籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ユーロ・コーポレート・ボンド	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
iシェアーズ 世界債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の国債等
iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)	アイルランド籍外国投資信託	ドル建てのハイイールド社債等
iシェアーズ J.P.モルガンドル建て新興国債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての新興国国債等
iシェアーズ 新興国債券ETF (パークレイズLocal EM国債コア)	アイルランド籍外国投資信託	現地通貨建ての新興国国債等
iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建てのハイイールド社債等
iシェアーズ 米ドル建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての投資適格社債等
iシェアーズ・コア・ユーロ建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建ての一般産業、ユーティリティ、金融セクターの投資適格社債等

iシェアーズ MSCIワールドUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の先進国企業の株式等
iシェアーズ MSCIエマージング・マーケットUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の新興国企業の株式等

上記は平成27年7月31日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

（中略）

運用プロセス



（2015年5月末現在）

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 訂正後 >

(前略)

ファンドの特色

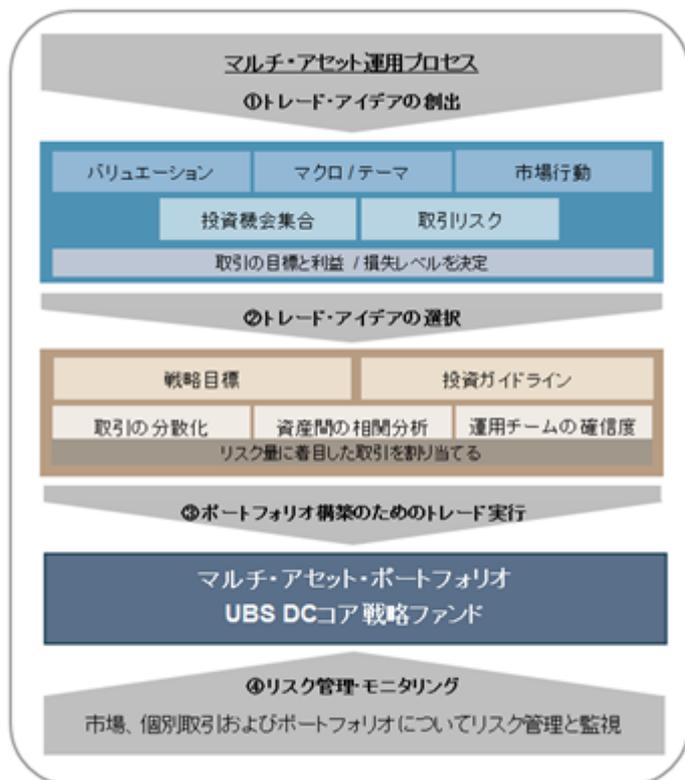
「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に以下の投資信託証券へ投資し、世界各国の株式および債券の市場に幅広く分散されたポートフォリオを構築します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - キー・セレクション・グローバル・エクイティ	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界各国の株式等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - USAグロース(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - USドル・コーポレート(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国社債等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ユーロ・コーポレート(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
UBS (Lux) シキャブ 1 - USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国の株式およびスワップ等のデリバティブ等
UBS (Irl) インベスター・セレクション PLC - UBS (Irl) フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド (USD)	アイルランド籍外国投資信託	世界の通貨、債券およびデリバティブ等
db x-トラッカーズ db ヘッジ・ファンド・インデックス UCITS ETF	ルクセンブルグ籍外国投資信託	db ヘッジ・ファンド指数に連動するスワップ等のデリバティブ等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ヨーロピアン・オポチュニティ・アンコンストレインド(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コンバート・グローバル(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	転換社債等
UBS (CAY) グローバル・グロース・アンド・インカム	ケイマン籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ユーロ・コーポレート・ボンド	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
iシェアーズ 世界債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の国債等
iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)	アイルランド籍外国投資信託	ドル建てのハイイールド社債等
iシェアーズ J.P. モルガンドル建て新興国債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての新興国国債等
iシェアーズ 新興国債券ETF (パークレイズLocal EM国債コア)	アイルランド籍外国投資信託	現地通貨建ての新興国国債等
iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建てのハイイールド社債等
iシェアーズ 米ドル建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての投資適格社債等
iシェアーズ・コア・ユーロ建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建ての一般産業、ユーティリティ、金融セクターの投資適格社債等
iシェアーズ MSCIワールドUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の先進国企業の株式等
iシェアーズ MSCIエマージング・マーケットUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の新興国企業の株式等

上記は平成28年5月16日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

（中略）

運用プロセス



（2016年3月末現在）

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成27年8月18日 信託契約締結、設定日、運用開始（予定）

< 訂正後 >

平成27年8月18日 信託契約締結、設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社の概況（平成27年12月1日現在）

< 訂正後 >

委託会社の概況（平成28年3月末日現在）

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 訂正前 >

1. 「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に以下の投資信託証券へ投資し、世界各国の株式および債券の市場に幅広く分散されたポートフォリオを構築します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - キー・セレクション・グローバル・エクイティ	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界各国の株式等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - USAグロース(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - USドル・コーポレート(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国社債等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ユーロ・コーポレート(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
UBS (Lux) シキャブ 1 - USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国の株式およびスワップ等のデリバティブ等
UBS (Irl) インベスター・セレクション PLC - UBS (Irl) フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド (USD)	アイルランド籍外国投資信託	世界の通貨、債券およびデリバティブ等
db x-トラッカーズ db ヘッジ・ファンド・インデックス UCITS ETF	ルクセンブルグ籍外国投資信託	db ヘッジ・ファンド指数に連動するスワップ等のデリバティブ等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ヨーロピアン・オポチュニティ・アンコンストレインド(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コンバート・グローバル(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	転換社債等
UBS (CAY) グローバル・グロース・アンド・インカム	ケイマン籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ユーロ・コーポレート・ボンド	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
iシェアーズ 世界債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の国債等
iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)	アイルランド籍外国投資信託	ドル建てのハイイールド社債等

iシェアーズ J.P.モルガンドル建て新興国債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての新興国国債等
iシェアーズ 新興国債券ETF（パークレイズLocal EM国債コア）	アイルランド籍外国投資信託	現地通貨建ての新興国国債等
iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建てのハイイールド社債等
iシェアーズ 米ドル建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての投資適格社債等
iシェアーズ・コア・ユーロ建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建ての一般産業、ユーティリティ、金融セクターの投資適格社債等
iシェアーズ MSCIワールドUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の先進国企業の株式等
iシェアーズ MSCIエマージング・マーケットUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の新興国企業の株式等

上記は平成27年7月31日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

当ファンドのマザーファンドが投資予定とする指定投資信託証券の選定方針は、定期的または必要に応じて精査し、定性的ならびに定量的評価等を考慮のうえ適宜見直しを行います。その結果、必要と判断される場合には、指定投資信託証券として指定されていたものが除外される、または新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（当ファンド設定時以降に設定された投資信託証券を含みます。）として指定投資信託証券に指定される場合があります。

2. 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 訂正後 >

1. 「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に以下の投資信託証券へ投資し、世界各国の株式および債券の市場に幅広く分散されたポートフォリオを構築します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - キー・セレクション・グローバル・エクイティ	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界各国の株式等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - USAグロース(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - USドル・コーポレート(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国社債等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ユーロ・コーポレート(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
UBS (Lux) シキャブ 1 - USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国の株式およびスワップ等のデリバティブ等
UBS (Irl) インベスター・セレクション PLC - UBS (Irl) フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド (USD)	アイルランド籍外国投資信託	世界の通貨、債券およびデリバティブ等
db x-トラッカーズ db ヘッジ・ファンド・インデックス UCITS ETF	ルクセンブルグ籍外国投資信託	db ヘッジ・ファンド指数に連動するスワップ等のデリバティブ等

UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ヨーロピアン・オポチュニティ・アンコンストレインド(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コンバート・グローバル (EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	転換社債等
UBS (CAY) グローバル・グロス・アンド・インカム	ケイマン籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ユーロ・コーポレート・ボンド	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
iシェアーズ 世界債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の国債等
iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)	アイルランド籍外国投資信託	ドル建てのハイイールド社債等
iシェアーズ J.P.モルガンドル建て新興国債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての新興国国債等
iシェアーズ 新興国債券ETF (パークレイズLocal EM国債コア)	アイルランド籍外国投資信託	現地通貨建ての新興国国債等
iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建てのハイイールド社債等
iシェアーズ 米ドル建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての投資適格社債等
iシェアーズ・コア・ユーロ建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建ての一般産業、ユーティリティ、金融セクターの投資適格社債等
iシェアーズ MSCIワールドUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の先進国企業の株式等
iシェアーズ MSCIエマージング・マーケットUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の新興国企業の株式等

上記は平成28年5月16日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

当ファンドのマザーファンドが投資予定とする指定投資信託証券の選定方針は、定期的または必要に応じて精査し、定性的ならびに定量的評価等を考慮のうえ適宜見直しを行います。その結果、必要と判断される場合には、指定投資信託証券として指定されていたものが除外される、または新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（当ファンド設定時以降に設定された投資信託証券を含みます。）として指定投資信託証券に指定される場合があります。

2. 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

< 訂正前 >

(前略)

< 指定投資信託証券の概要 >

(中略)

上記は平成27年7月31日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載された投資信託証券以外が新たに追加となる場合があります。

（注）当ファンドの信託報酬率（年率0.918%（税抜年率0.85%））を加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して合計で年率1.2575%（程度）となります。

当ファンドのマザーファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

<訂正後>

（前略）

<指定投資信託証券の概要>

（中略）

上記は平成28年5月16日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載された投資信託証券以外が新たに追加となる場合があります。

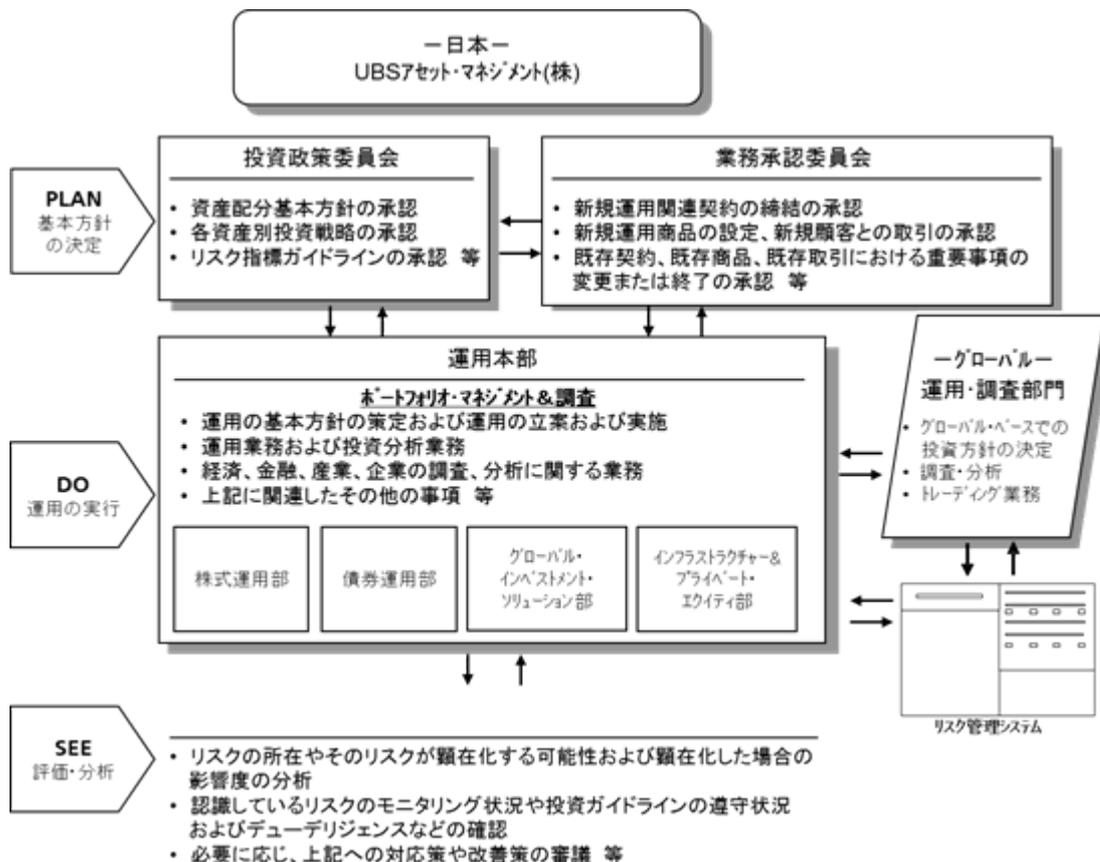
（注）当ファンドの信託報酬率（年率0.918%（税抜年率0.85%））を加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して合計で年率1.2575%（程度）となります。

当ファンドのマザーファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

（3）【運用体制】

<訂正前>

<UBSアセット・マネジメント株式会社の運用体制>



（平成27年5月末現在）

上記の体制は今後変更される場合があります。

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

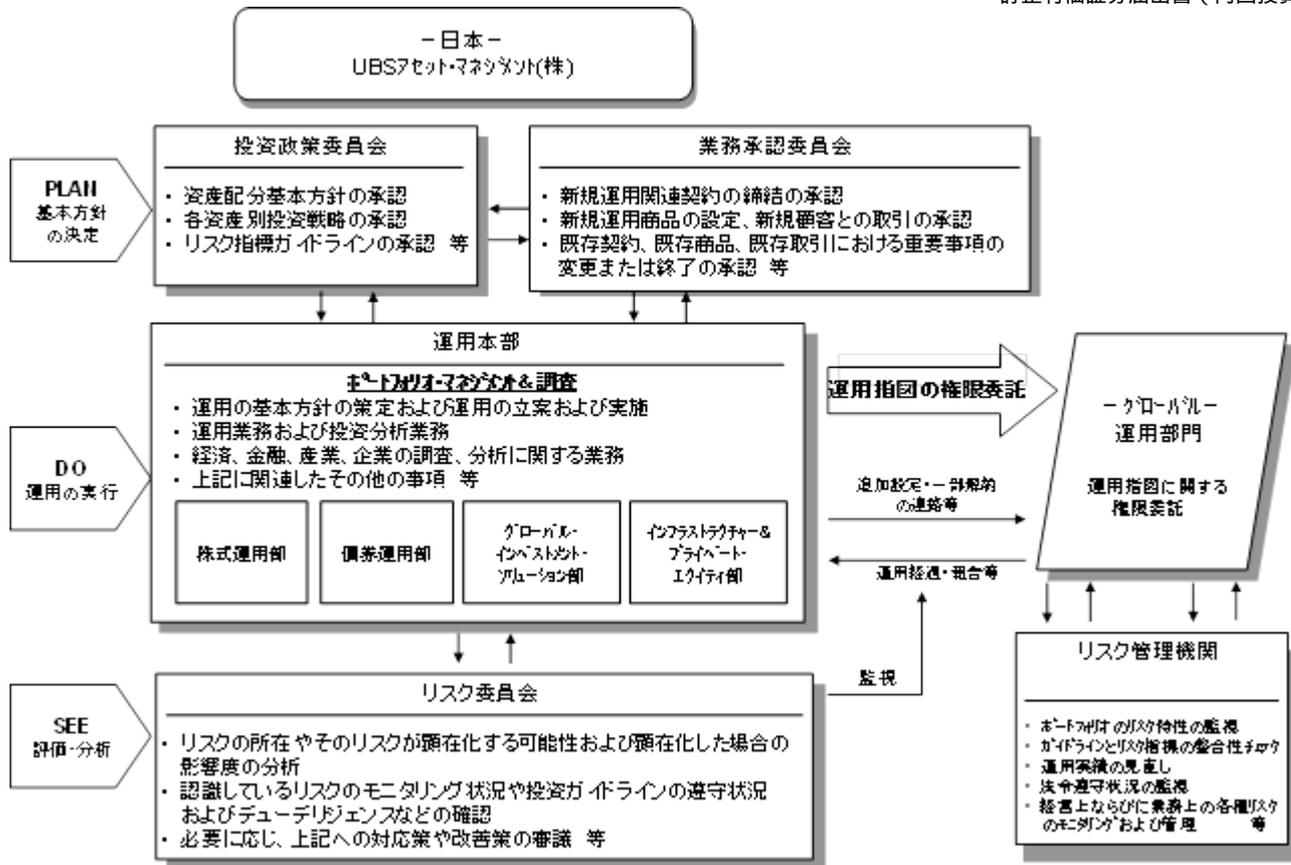
業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長等の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

< マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先の概要 >

委託先の名称	UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド
委託先の所在地	46-52 Floors Two International Finance Centre 8 Finance Street Central
委託の費用	上記の委託先が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。
委託の中止等	上記の委託先が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

< 訂正後 >

< UBSアセット・マネジメント株式会社の運用体制 >



（平成28年3月末現在）

上記の体制は今後変更される場合があります。

< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長、テクノロジー部長の12名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

< マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先の概要 >

委託先の名称	UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド
委託の費用	上記の委託先が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。
委託の中止等	上記の委託先が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

3【投資リスク】

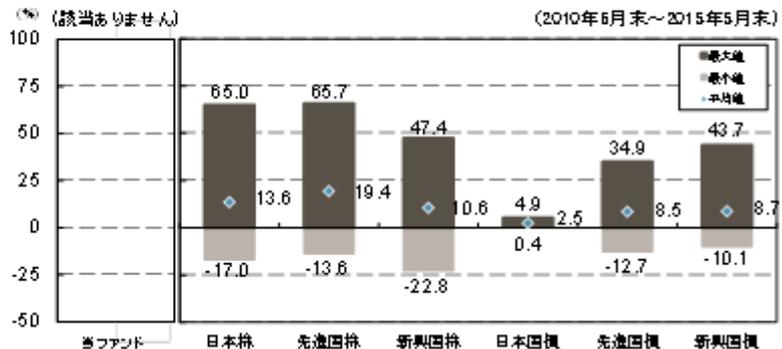
< 訂正前 >

(前略)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。なお、当ファンドについては2015年8月18日から運用を開始する予定のため、2015年7月31日現在において記載すべき事項はありません。

「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、2010年6月から2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。なお、当ファンドについては2015年8月18日から運用を開始する予定のため、2015年7月31日現在において記載すべき事項はありません。

(注1) 各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。

各資産クラスの指数

- 日本株 : 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株 : MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 新興国株 : MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債 : シティ日本国債インデックス
- 先進国債 : シティ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
- 新興国債 : JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

(注2) 詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

指数に関して

・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 (株) 東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は (株) 東京証券取引所が有しています。なお、本商品は (株) 東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株) 東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

・シティ日本国債インデックス

・シティ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)

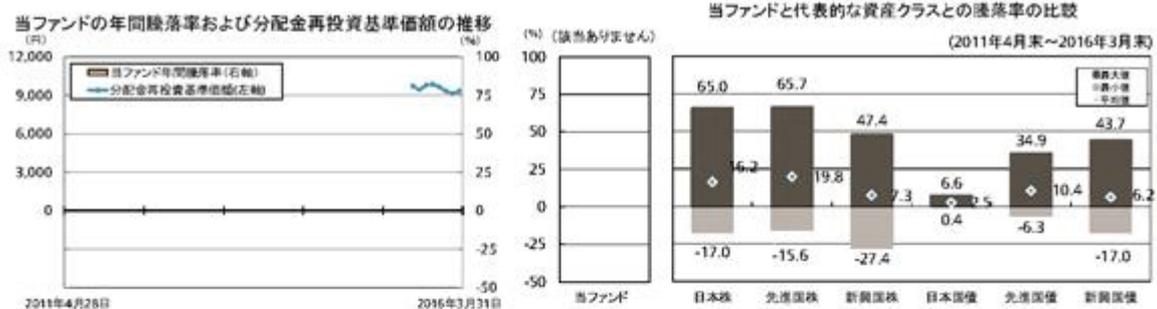
シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JP.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権はJP.Morgan Securities LLCに帰属します。

<訂正後>

(前略)



■「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。なお、当ファンドの年間騰落率については、2016年3月末時点において当ファンドが設定から1年経過していないため、記載しておりません。

■「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、2011年4月から2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率については、2016年3月末時点において当ファンドが設定から1年経過していないため、記載しておりません。

(注1) 各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。

(注2) グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成するものですが、2016年3月末時点において当ファンドは設定から1年経過していないため、代表的な資産クラスと比較できるデータがありません。

■各資産クラスの指数

- 日本株 : 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株 : MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 新興国株 : MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
- 日本国債 : シティ日本国債インデックス
- 先進国債 : シティ世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)
- 新興国債 : JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

(注2) 詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

指数に関して

・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

・シティ日本国債インデックス

・シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

・JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権は J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」を以下の内容に更新いたします。

<更新後>

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2016年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	11,213,973	99.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	69,068	0.61
合計(純資産総額)	-	11,283,041	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細(2016年3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBS ディフェンシブ・イン ベストメント・マザーファンド	6,910,262	1.6583	11,459,573	1.6228	11,213,973	99.39

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2016年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.39
合計	99.39

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2016年3月31日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2016年3月31日現在)

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2016年3月31日および同日1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
2015年8月末日	0.1		0.9718	
2015年9月末日	1		0.9416	
2015年10月末日	3		0.9795	
2015年11月末日	8		0.9858	
2015年12月末日	6		0.9628	
2016年1月末日	10		0.9319	

2016年2月末日	10	0.9113
2016年3月31日	11	0.9332

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間(中間期)	9.4

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間(中間期)	14,718,116	3,678,394

(注1) 第1期計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考) UBS ディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド

(1) 投資状況

(2016年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	7,941,482,510	56.40
	ルクセンブルク	543,445,031	3.86
	小 計	8,484,927,541	60.26
投資証券	ルクセンブルク	2,631,033,962	18.68
	アイルランド	1,652,957,627	11.74
	小 計	4,283,991,589	30.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,312,180,350	9.32
合計(純資産総額)	-	14,081,099,480	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細(2016年3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託 受益証券	UBS(CAY) グローバル・グロース・ アンド・インカム クラスA	763,436.751	11,037.08	8,426,113,448	10,402.27	7,941,482,510	56.40
ルクセン ブルク	投資証券	UBS(Lux) ボンド・シキャブ-USドル・ コーポレート(USD) I-B-accクラス	62,608.559	16,080.56	1,006,780,864	16,576.35	1,037,821,687	7.37
アイルラ ンド	投資証券	iシェアーズ 世界債券ETF	81,251	11,515.33	935,632,288	12,308.03	1,000,040,265	7.10
ルクセン ブルク	投資証券	db x-トラッカーズ db ヘッジ・ファ ンド・インデックス UCITS ETF	561,557	1,268.77	712,490,493	1,197.78	672,626,460	4.78

ルクセンブルク	投資証券	UBS(Lux)シキャブ1 - USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD)U-X-accクラス	475.114	1,272,352.13	604,512,312	1,172,201.02	556,929,118	3.96
ルクセンブルク	投資信託受益証券	UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド-ユーロ・コーポレート・ボンドBAクラス	22,772.038	23,503.18	535,215,421	23,864.57	543,445,031	3.86
ルクセンブルク	投資証券	UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ-ダイナミック・アルファ(USD)I-B-accクラス	24,438.674	14,658.54	358,235,310	13,280.46	324,556,949	2.30
アイルランド	投資証券	UBS(Irl)フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド(USD)I-B-accクラス	28,115.467	12,570.58	353,427,748	11,492.23	323,109,502	2.29
アイルランド	投資証券	iシェアーズ J.P.モルガンドル建て新興国債券ETF	11,408	12,135.63	138,443,336	12,319.30	140,538,625	1.00
アイルランド	投資証券	iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF(iBoxxドル建てLHYC)	11,215	11,719.84	131,438,082	11,085.45	124,323,416	0.88
アイルランド	投資証券	iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF	4,955	13,722.64	67,995,691	13,107.12	64,945,819	0.46
ルクセンブルク	投資証券	UBS(Lux)エクイティ・シキャブ-ユーロピアン・オポチュニティ・アンコンストレインド(EUR)I-B-accクラス	2,217.924	19,078.37	42,314,396	17,628.98	39,099,748	0.28

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率(2016年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	60.26
投資証券	30.42
合計	90.68

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。(2016年3月31日現在)

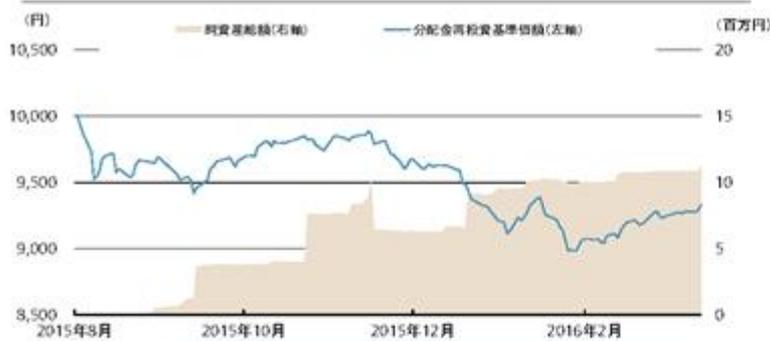
その他投資資産の主要なもの(為替予約)

(2016年3月31日現在)

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	ユーロ	買建	1,075,000.00	132,716,383	137,266,750	0.97
	米ドル	売建	64,805,000.00	7,284,082,000	7,297,043,000	51.82

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移(2016年3月31日現在)

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

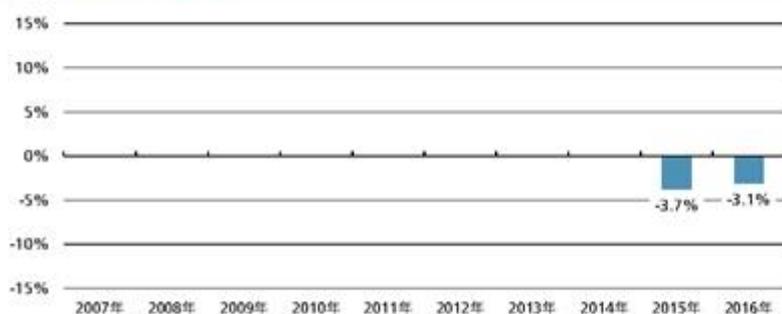
主要な資産の状況(2016年3月31日現在)

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国名または地域	種類	銘柄名	投資比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	UBS(CAY)グローバル・グロース・アクト・インカム クラスA	56.40
ルクセンブルク	投資証券	UBS(Lux)ホント・シキャブ・USTル・コーホレト(USD) I-B-accクラス	7.37
アイルランド	投資証券	シアーズ 世界債券ETF	7.10
ルクセンブルク	投資証券	db xトラッカーズ db ヘッジ・ファンド・インテックス UCITS ETF	4.78
ルクセンブルク	投資証券	UBS(Lux)シキャブ1 - USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD) U-X-accクラス	3.96
ルクセンブルク	投資信託受益証券	UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド・ユーロ・コーホレト・ホントBAクラス	3.86
ルクセンブルク	投資証券	UBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ・ダイナミック・アルファ(USD) I-B-accクラス	2.30
アイルランド	投資証券	UBS (Irl)インベスター・セレクションPLC - UBS (Irl)フィクスト・インカム・グローバル・オホ・チュニティーズ・ファンド(USD) I-B-accクラス	2.29
アイルランド	投資証券	シアーズ J.P.モルガン・ビルド・新興国債券 ETF	1.00
アイルランド	投資証券	シアーズ 米国ハイールド債券ETF (iBoxx)ビルド・LHYC	0.88

※当ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.39%組入れております。

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。

年間収益率の推移(2016年3月31日現在)

※税引前分配金を再投資したものととして算出。

※2015年については当初設定(2015年8月18日)から年末まで、2016年は年初から3月末までの騰落率。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（申込期間）

- ・ 当初申込期間：平成27年8月17日
- ・ 継続申込期間：平成27年8月18日から平成28年11月9日まで

当初申込期間中は、委託会社または委託会社の関係会社による申込のみ受け付けます。

継続申込期間中は、ニューヨーク、ルクセンブルグもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日（以下「ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付け）

- ・ 当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成27年8月17日）の販売会社が指定する時間までに、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、当初設定については設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

- ・ 販売会社が独自に定める単位とします。（当初元本1口＝1円）
詳しくは販売会社もしくは後記照会先にお問い合わせください。

（買付価額）

- ・ 当初申込期間：1口当たり1円
- ・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）
- ・ 収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（後略）

<訂正後>

（申込期間）

平成27年8月18日から平成28年11月9日まで

ただし、ニューヨーク、ルクセンブルグもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日（以下「ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込の受付け）

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までには買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(買付単位)

- ・ 販売会社が独自に定める単位とします。
詳しくは販売会社もしくは後記照会先にお問い合わせください。

(買付価額)

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初元本1口=1円)
- ・ 収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(後略)

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新いたします。

<更新後>

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成27年8月18日から平成28年2月17日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

UBS DCコア戦略ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	当中間計算期間末 平成28年 2月17日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
金銭信託	122,374
親投資信託受益証券	9,910,590
流動資産合計	10,032,964
資産合計	10,032,964
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,433
未払委託者報酬	22,902
その他未払費用	1,389
流動負債合計	25,724
負債合計	25,724
純資産の部	
元本等	
元本	11,039,722
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	1,032,482
元本等合計	10,007,240
純資産合計	10,007,240
負債純資産合計	10,032,964

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月17日
	金額
営業収益	
有価証券売買等損益	509,410
営業収益合計	509,410
営業費用	
受託者報酬	1,433
委託者報酬	22,902
その他費用	1,389
営業費用合計	25,724
営業利益又は営業損失()	535,134
経常利益又は経常損失()	535,134
中間純利益又は中間純損失()	535,134
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	55,885
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	106,279
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	106,279
剰余金減少額又は欠損金増加額	547,742
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	547,742
中間剰余金又は中間欠損金()	1,032,482

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(中間貸借対照表に関する注記)

当中間計算期間末 平成28年 2月17日現在	
1. 中間計算期間末日における受益権の総数	11,039,722口
2. 元本の欠損 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,032,482円です。	
3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額	0.9065円 (1万口当たり純資産額)(9,065円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月17日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.156%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 平成28年 2月17日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(3)デリバティブ取引
デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)
当中間計算期間末（平成28年 2月17日現在）
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	当中間計算期間 自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月17日
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	100,000円 14,618,116円 3,678,394円

(参考情報)

当ファンドは「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成28年 2月17日現在
	金額
資産の部	
流動資産	
預金	14,429,842
金銭信託	2,239,531,378
投資信託受益証券	8,174,911,231
投資証券	4,697,418,480
派生商品評価勘定	43,775,778
未収配当金	1,059,727
流動資産合計	15,171,126,436
資産合計	15,171,126,436
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,240,300
未払解約金	3,000,000
流動負債合計	5,240,300
負債合計	5,240,300
純資産の部	
元本等	
元本	9,634,864,600
剰余金	
剰余金又は欠損金()	5,531,021,536
元本等合計	15,165,886,136
純資産合計	15,165,886,136
負債純資産合計	15,171,126,436

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券、投資証券

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額で評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益、為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

平成28年 2月17日現在	
1. 計算期間末日における受益権の総数	9,634,864,600口
2. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.5741円 (1万口当たり純資産額) (15,741円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年 2月17日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

売買目的有価証券

重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(3)デリバティブ取引

デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

平成28年 2月17日現在

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建				
	ユーロ	139,023,300	-	136,783,000	2,240,300
	売 建				
	米ドル	7,445,802,878	-	7,402,027,100	43,775,778
	合計	7,584,826,178	-	7,538,810,100	41,535,478

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておられません。

(その他の注記)

項目	自 平成27年 8月18日 至 平成28年 2月17日
1. 元本の推移	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,890,162,174円
期中追加設定元本額	822,110,081円
期中一部解約元本額	1,077,407,655円

2. 計算期間末日における元本の内訳	
UBS DCコア戦略ファンド	6,296,036円
UBSコア・コンサバティブ・ファンド	9,628,568,564円
合計	9,634,864,600円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成28年3月31日現在）

資産総額	11,295,111 円
負債総額	12,070 円
純資産総額（ - ）	11,283,041 円
発行済口数	12,090,079 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9332 円

(参考) U B S ディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド

資産総額	21,497,897,863 円
負債総額	7,416,798,383 円
純資産総額（ - ）	14,081,099,480 円
発行済口数	8,676,796,036 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6228 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

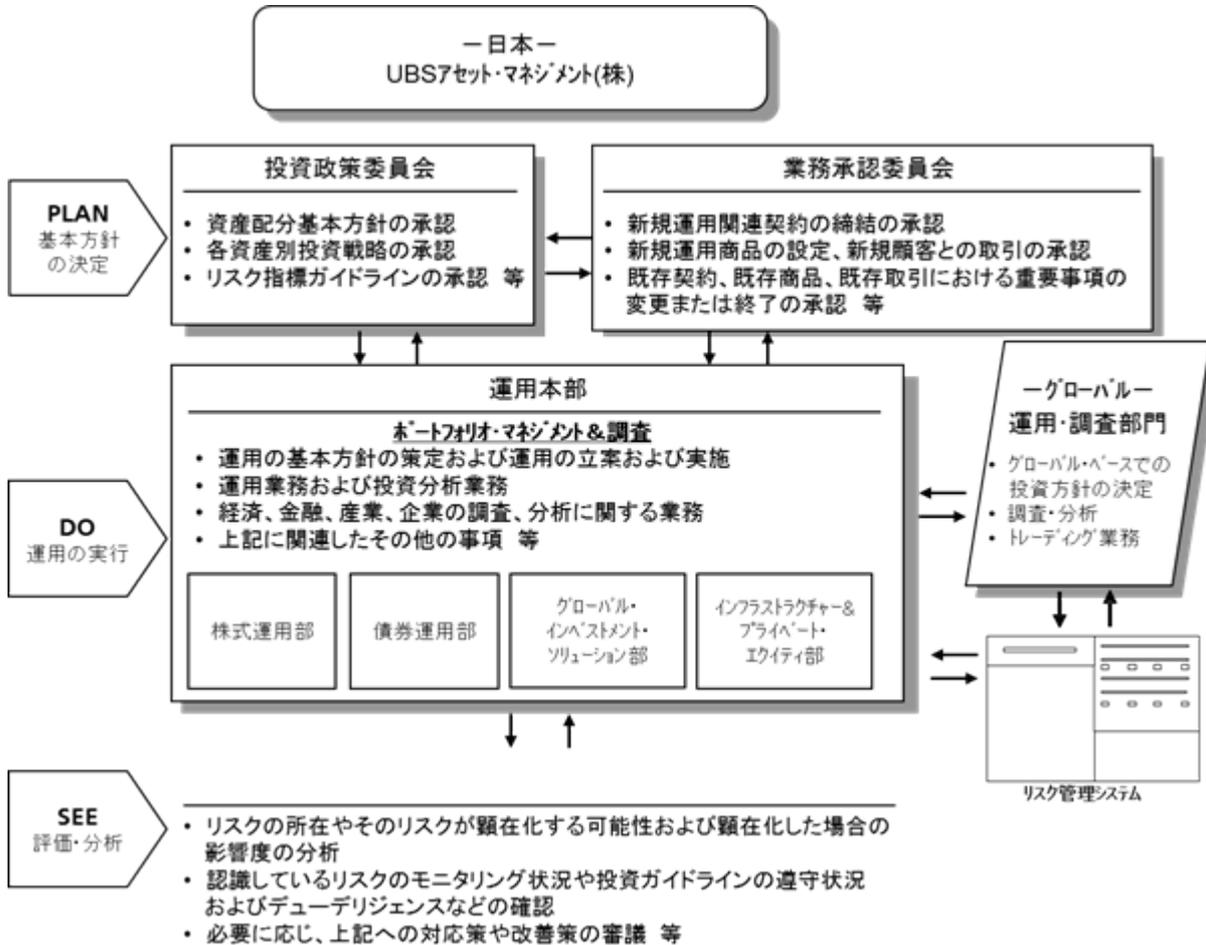
1【委託会社等の概況】

<訂正前>

（平成27年5月末日現在）

（中略）

投資運用の意思決定機構



（平成27年5月末日現在）

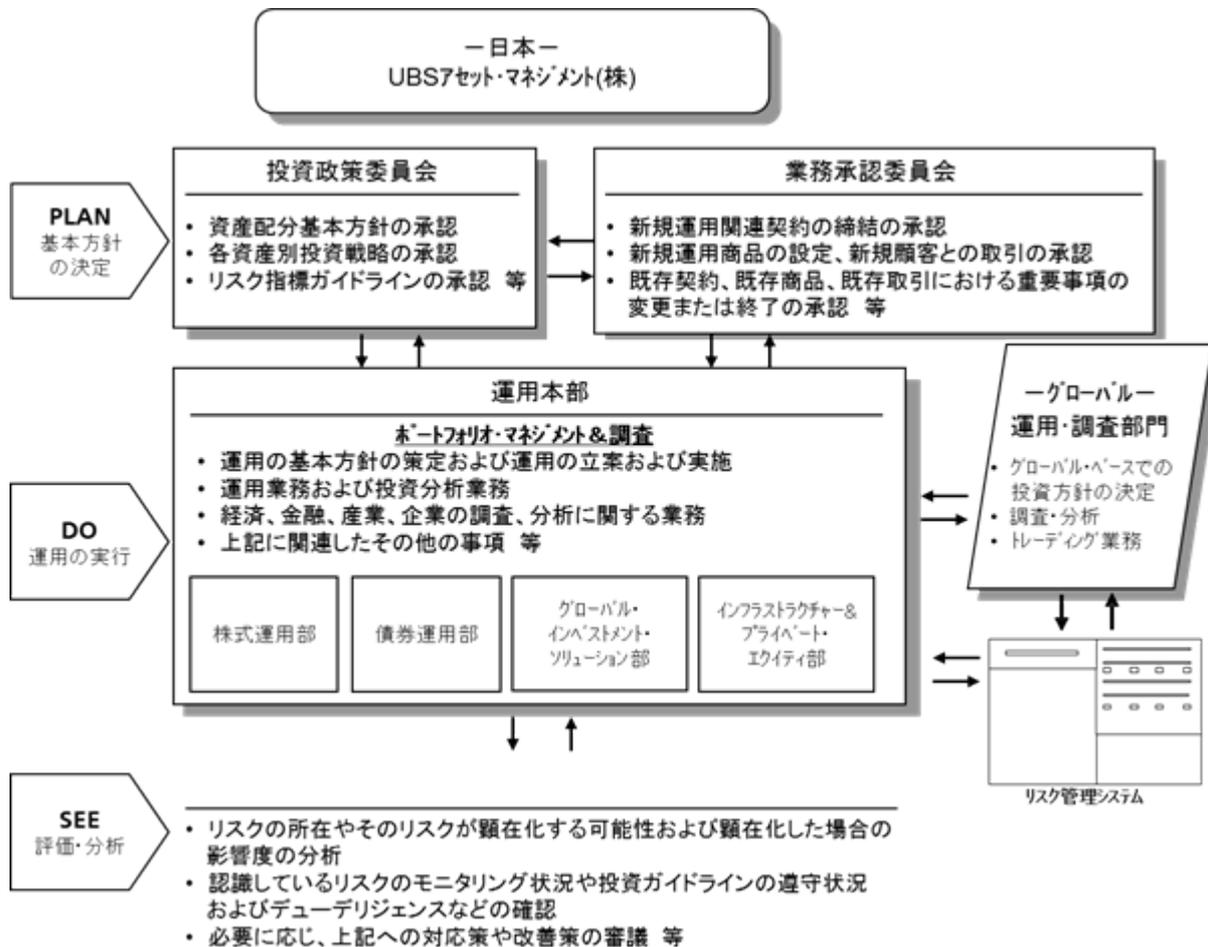
上記の体制は今後変更される場合があります。

< 訂正後 >

(平成28年3月末日現在)

(中略)

投資運用の意思決定機構



(平成28年3月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「2 事業の内容及び営業の概況」「3 委託会社等の経理状況」を以下の内容に更新いたします。

<更新後>

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成28年3月末日現在、以下のとおりです。(ただし、親投資信託は除きます。)

種類	ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	81	1,523,587
合計	81	1,523,587

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
			内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	(資産の部)					
	流動資産					
	現金・預金	*1		3,627,221		2,461,060
	未収入金	*1		365,493		35,744
	未収委託者報酬			1,344,669		669,670
	未収運用受託報酬	*1		485,718		1,068,814
	その他未収収益	*1		956,895		985,696
	前払費用			10,799		15,484
	繰延税金資産			113,200		277,700
	その他			1,641		625
	流動資産計			6,905,640		5,514,794
	固定資産					
	投資その他の資産			349,128		352,325
	投資有価証券		11,241		2,538	
	繰延税金資産		317,886		329,787	
	ゴルフ会員権		20,000		20,000	
	固定資産計			349,128		352,325
	資産合計			7,254,769		5,867,120

期別	注記 番号	前事業年度 (平成27年3月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			199,221		59,978
未払費用	*1		1,447,937		1,068,524
未払消費税			158,241		26,780
未払法人税等			718,078		148,723
賞与引当金			191,215		897,264
その他			20,114		8,572
			流動負債計		2,209,843
固定負債					
退職給付引当金			72,056		101,732
			固定負債計		101,732
負債合計					
			2,806,865		2,311,575
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			4,447,875		3,555,518
利益剰余金			2,247,875		1,355,518
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,697,875		805,518	
繰越利益剰余金		1,697,875		805,518	
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		28		25	
純資産合計					
			4,447,904		3,555,544
負債・純資産合計					
			7,254,769		5,867,120

(2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	前事業年度 〔自平成26年4月1日 至平成27年3月31日〕		当事業年度 〔自平成27年4月1日 至平成27年12月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			8,887,301		5,553,570
運用受託報酬	*1*2		1,480,958		1,624,521
その他営業収益	*1*3		2,792,222		1,813,534
営業収益計			13,160,483		8,991,627
営業費用					
支払手数料			4,440,767		2,907,906
広告宣伝費			114,732		80,418
調査費			95,977		103,539
営業雑経費			187,450		139,777
通信費		9,060		8,818	
印刷費		54,330		66,460	
協会費		11,618		10,831	
その他		112,441		53,666	
営業費用計			4,838,927		3,231,642
一般管理費					
給料			2,821,793		2,341,048
役員報酬		407,807		227,088	
給料・手当	*1	1,713,861		1,427,389	
賞与		700,125		686,570	
交際費			55,946		42,914
旅費交通費			100,577		93,339
租税公課			39,492		38,955
不動産賃借料			230,699		171,675
退職給付費用			125,024		162,671
事務委託費	*1		1,942,904		1,566,472
諸経費			70,858		61,351
一般管理費計			5,387,297		4,478,428
営業利益			2,934,258		1,281,556
営業外収益					
受取利息		394		135	
雑収入		188		154	
営業外収益計			582		290
営業外費用					
為替差損		55,300		26,139	
雑損失		122		3,029	
営業外費用計			55,423		29,168
経常利益			2,879,416		1,252,678
税引前当期純利益			2,879,416		1,252,678
法人税、住民税及び事業税			1,183,482		636,635
法人税等調整額			12,910		△176,400
当期純利益			1,683,023		792,443

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,537,651	2,087,651	4,287,651	-	-	4,287,651
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,522,800	1,522,800	1,522,800			1,522,800
当期純利益			1,683,023	1,683,023	1,683,023			1,683,023
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						28	28	28
当期中の変動額合計			160,223	160,223	160,223	28	28	160,252
当期末残高	2,200,000	550,000	1,697,875	2,247,875	4,447,875	28	28	4,447,904

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,697,875	2,247,875	4,447,875	28	28	4,447,904
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,684,800	1,684,800	1,684,800			1,684,800
当期純利益			792,443	792,443	792,443			792,443
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）						2	2	2
当期中の変動額合計			892,356	892,356	892,356	2	2	892,359
当期末残高	2,200,000	550,000	805,518	1,355,518	3,555,518	25	25	3,555,544

[注 記 事 項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
2,528千円	4,069千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 決算期変更

平成27年10月16日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、平成27年4月1日以後開始する当期の決算日を3月31日から12月31日に変更しております。これによりまして、当社の当事業年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月となり、平成28年1月1日以後開始する事業年度より12ヶ月となります。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
現金・預金	1,305,956	654,515
未収入金	1,142	-
未収運用受託報酬	68,983	112,313
その他未収収益	221,501	185,464
未払費用	82,183	69,778

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	当事業年度 自平成27年4月1日 至平成27年12月31日
運用受託報酬	88,661	113,442
その他営業収益	419,532	277,883
営業雑経費 その他	59,889	42,371
人件費	18,538	5,675
事務委託費	288,634	309,330

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日	当事業年度 自平成27年4月1日 至平成27年12月31日
投資助言報酬	63,133	40,571

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	平成26年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第20期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,684,800	78,000	平成27年3月31日	第20期定時 株主総会の翌日

当事業年度（自平成27年4月1日至平成27年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,684,800	78,000	平成27年3月31日	平成27年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第21期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	803,520	37,200	平成27年12月31日	第21期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,627,221	3,627,221	-
未収入金	365,493	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	485,718	-
その他未収収益	956,895	956,895	-
資産計	6,779,999	6,779,999	-
未払費用	1,447,937	1,447,937	-
未払法人税等	718,078	718,078	-
負債計	2,166,015	2,166,015	-

当事業年度（平成27年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

現金・預金	2,461,060	2,461,060	-
未収入金	35,744	35,744	-
未収委託者報酬	669,670	669,670	-
未収運用受託報酬	1,068,814	1,068,814	-
その他未収収益	985,696	985,696	-
資産計	5,220,985	5,220,985	-
未払費用	1,068,524	1,068,524	-
未払法人税等	148,723	148,723	-
負債計	1,217,247	1,217,247	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成27年3月31日) (単位: 千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	3,627,221	-
未収入金	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	-
その他未収収益	956,895	-
合計	6,779,999	-

当事業年度 (平成27年12月31日) (単位: 千円)

	1年以内	1年超
現金・預金	2,461,060	-
未収入金	35,744	-
未収委託者報酬	669,670	-
未収運用受託報酬	1,068,814	-
その他未収収益	985,696	-
合計	5,220,985	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度 (平成27年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度 (平成27年12月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位: 千円)

退職給付債務の期首残高	1,072,171
勤務費用	112,675
利息費用	6,298
数理計算上の差異の当期発生額	39,097
退職給付の支払額	157,163
過去勤務費用の当期発生額	-

退職給付債務の期末残高	1,073,079
-------------	-----------

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	948,351
期待運用収益	3,907
数理計算上の差異の当期発生額	65,966
事業主からの拠出額	139,960
退職給付の支払額	<u>157,163</u>
年金資産の期末残高	1,001,023

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,073,079
年金資産	<u>1,001,023</u>
小計	72,056
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056
退職給付引当金	<u>72,056</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	113,433
利息費用	5,540
期待運用収益	3,907
数理計算上の差異の費用処理額	26,869
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>88,196</u>

(注)上記の他、特別退職金20,456千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	55%
株式	19%
その他	<u>26%</u>
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.68%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,371千円でありました。

当事業年度（自平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,073,079
勤務費用	92,794
利息費用	5,608
数理計算上の差異の当期発生額	23,166
退職給付の支払額	60,743
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,133,905

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,001,023
期待運用収益	3,329
数理計算上の差異の当期発生額	21,465
事業主からの拠出額	110,029
退職給付の支払額	60,743
年金資産の期末残高	1,032,173

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,133,905
年金資産	1,032,173
小計	101,732
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,732
退職給付引当金	101,732
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,732

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	92,794
利息費用	5,608
期待運用収益	3,329
数理計算上の差異の費用処理額	44,631
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	139,705

(注) 上記の他、特別退職金8,175千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	56%
株式	18%
その他	26%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.841%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、14,790千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	4,465	-
未払事業所税	2,381	1,800
減価償却超過額	49,028	46,230
未払事業税	49,425	8,900
株式報酬費用	137,233	151,240
退職給付引当金	99,100	105,270
賞与引当金	56,927	266,960
その他	32,154	27,100
繰延税金資産小計	431,100	607,500
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	431,100	607,500
繰延税金負債		
その有価証券評価差額金	14	12
繰延税金負債合計	14	12
繰延税金資産純額	431,086	607,487

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.27%	4.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.36%	-%
その他	0.28%	0.99%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.55%	36.74%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,147,499千円	1,912,589千円	1,213,091千円	4,273,181千円

委託者報酬 8,887,301千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度（自平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

日本	米国	その他	合計
1,109,514千円	1,281,322千円	1,047,219千円	3,438,055千円

委託者報酬 5,553,570千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,966,974千円	投資運用

当事業年度（自平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,132,091千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、本店をスイスのバゼルおよびチューリッヒに置き、世界の主要な金融センターを含む50カ国余で質の高い金融サービスを提供する、世界最大級の金融グループです。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	UBS AG (ロンドン証券取引所 他上場)	スイス・ チューリッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業 務	(被所有) 直接 100%	金銭の預入 れ、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 人件費	5,824,070 4,718,854 88,661 419,532 59,889 288,634 18,538	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	1,305,956 1,142 68,983 221,501 82,183

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	464億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会 保険料などの 立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	309,864 202,840 80,974	未収入金 未払費用 その他流動資産	348,839 293,133 719
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	123,091 273,484	その他未収収益 未払費用	24,339 95,590
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	40,251 67,984	その他未収収益 未払費用	10,025 26,168
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	11,447 334,687 302,386	その他未収収益 未払費用	220,013 138,670
	UBS Global Asset Management Funds Ltd	英国・ロンドン	26百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	22,129	その他未収収益	22,129
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	24,381 336,829 263,312	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,490 104,027 68,625
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	948,954	その他未収収益	252,642
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益	446,346	その他未収収益	53,466
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	108,575 34,482	その他未収収益 未払費用	38,950 9,033

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自平成27年4月1日至平成27年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	UBS AG	スイス・チューリッヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業 務	(被所有) 100%	金銭の預入 れ、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少	2,623,556 3,211,059	現金・預金	654,515
							運用受託報酬 その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 人件費	113,442 277,883 42,371 309,330 5,675	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	112,313 185,464 69,778

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親	UBS Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	10百万 スイス フラン	銀行 業務	なし	金銭の預入れ	金銭の預入れ 増加 減少	329,122 272,223	現金・預金	120,837
	UBS証券株式会社	東京都千代田区 大手町	464億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会 保険料などの 立替	事務委託費 不動産関係費 人件費(受取)	206,399 147,389 37,079	未収入金 未払費用	11,145 249,590
会	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万 オース トラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	その他営業収益 事務委託費	91,255 189,342	その他未収収益 未払費用	28,514 101,333
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポール ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 人件費(受取)	14,310 28,841 44,417 2,267	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	13,270 15,657 13,540
の	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	その他営業収益 事務委託費	77,393 368,307	その他未収収益 未払費用	42,044 129,143
	UBS Asset Management Funds Ltd	英国・ロンドン	26百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	82,080	その他未収収益	101,760
子	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	139,632 257,943 155,929	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	5,410 320,548 50,018
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万 米ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	766,672	その他未収収益	245,202
社	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万 米ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益	110,513	その他未収収益	31,530
	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万 香港ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それ に関する事務 委託等	その他営業収益 事務委託費	116,636 31,745	その他未収収益 未払費用	5,044 9,845
等										

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	205,921円48銭	164,608円54銭
1株当たり当期純利益金額	77,917円77銭	36,687円18銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日)
当期純利益(千円)	1,683,023	792,443
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,683,023	792,443
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（後略）

<訂正後>

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

臨時株主総会の決議により、2015年10月16日付けで事業年度の変更に関する定款の変更を行いました。

（後略）

独立監査人の監査報告書

平成28年3月14日

U B S アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているU B S アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、U B S アセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年 4月 1日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS DCコア戦略ファンドの平成27年8月18日から平成28年2月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBS DCコア戦略ファンドの平成28年2月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年8月18日から平成28年2月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。